

滝 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和4年10月27日(木) 13時55分から15時14分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(15人・議席番号順)

会長 木 幡 孝 雄

会長職務代理者 内 野 淳 志

委員 13人

4. 欠席委員 1人

5. 議事日程

- 1 会長あいさつ
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 会期の決定について
- 4 報告1 一般事務報告について
- 5 報告2 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 6 議案1 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 7 議案2 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 8 議案3 現況証明願について
- 9 協議1 滝川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について

6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 28 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 15 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。石川委員より欠席の連絡がありましたので、報告いたします。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に 10 番佐藤委員、11 番川本委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日 1 日限りといたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。
説 明 員	(報告第 1 号について資料により報告) (農地特別委員会委員長より第 3 回農地特別委員会の報告) 本年の遊休農地利用状況調査は、7 月 19 日から 20 日の 2 日間、農地特別委員と事務局職員で実施し、その後、8 月 29 日に農業委員全員で農地パトロールを行いました。 平成 28 年度より農地法の改正により利用意向調査の実施に伴う農地中間管理機構へ情報提供を行うこと、利用意向調査後の勧告と農地課税の強化など遊休農地に対する対応が強化されたことにより今回からこの調査を踏まえて、10 月 12 日に第 3 回農地特別委員会を開催し、調査した農地について、今後の対応や方向性について検討しました。その調査結果が別紙 1 でございます。 資料 1 特定農地現地調査結果です。農地調査はすべての農地を行い

		ますので、全部調査した中で農業委員会の農地パトロールで特に皆さんに見ていただきたい農地です。その一覧と地域の図面です。今年度は、現状耕作や管理がされているが、近い将来において遊休農地となりうる可能性がある農地を重点的に調査いたしました。 資料１の調査結果より検討を行った結果が、資料２でございます。資料２をご覧ください。資料１の農地の内、農地として十分に管理・耕作されているものについては利用意向調査は行わず農地中間管理機構にも報告は要しません。遊休農地で再生利用困難な農地ですが遊休農地のうち、いわゆる荒廃農地にあたるもの。農地中間管理機構に提出しても戻される見込みの高い農地。これについても、利用意向調査、中間管理機構の報告は必要ありません。その中でも特に農地としての復元がほぼ不可能なものについては、総会の議決で農地台帳より除外することができます。今年度は除外対象の農地はありませんでした。 今回の調査は以上ですが、引き続き地域の農業委員さんにおかれましては、これまで同様に農地の状況等確認していただき、農地を十分活用できるようにしていただければと存じます。
議 各 議	長 委 員 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。
議	長	報告第１号については、報告済承認とします。
議	長	事日程５番、報告第２号、農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	員	報告第２号、農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明します。 滝川の農地の耕作をしている農地所有適格法人については、市外の法人も含め２２団体あり、農地法第６条の規定により事業の状況やその他農林水産省で定める事項を農業委員会に報告し、事務局決裁を行ってきたところですが、北海道農業会議よりその際に法人の要件確認は農業委員会総会で確認する旨説明があったことから総会報告議案として取扱い

		しています。 滝川市内の農地で耕作を行っている、令和4年以降開設した新規法人を除く22法人に通知を出し、その内21法人より報告がありましたのでその報告内容について説明いたします。なお、年度内に未提出の法人については法律改正があり、農地法第68条の規定に基づき過料の手続に移行することになります。未提出の1法人には通知し、再度提出依頼をしております。 別紙をご覧ください。要件確認のポイントとして①耕作面積、農地の権利を持ち営農しているかの確認、②形態要件、定款の確認、株式譲渡に対して会社の承認が必要であることの確認、③事業要件、農業以外の事業を行っているか、農業以外の売り上げが50%を超えると要件を満たさなくなります。④構成員要件、出資者の確認、構成員要件を満たし且つ出資している者が議決権の50%以上であること。⑤業務執行役員要件、役員の過半に該当する者が出資者であり、且つ150日以上農業に従事していること。以上5件について確認したところ、調査した段階で要件非該当になる法人が1件、20番については、出資者（株主）が親会社の株式会社のみで該当していないのですが、元々農地法第3条第3項に該当する法人で、貸借のみなので問題はありません。以上報告いたします。
議	長	説明が終わりました。13番と17番を除く20件について、質疑、意見を求めます。
委	員	2番の法人は、クリアできているのですか。
説	明	2番が未提出の法人で毎年、提出が遅いが提出された書類はクリアできている。書類未提出は委員会だけでなく農政課でも問題となっている。
委	員	21番の耕作面積が0になっているがどういうことか。
		農地集約を行い、農地を深川に集約し、3月に滝川の農地の耕作を手放したものです。次年度は報告対象から外れます。
議	長	他にございませんか。

各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。報告第2号、13番及び17番を除く20件については、報告済の承認とします。13番及び17番の農地所有適格法人の定期報告については、農業委員会法第31条に基づき、委員と委員の退室をお願いいたします。 (委員、委員14:18退室)
議 長	13番及び17番の報告について、質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。13番及び17番の法人については、報告済の承認とします。委員、委員の入室をお願いいたします。 (委員、委員14:19入室)
議 長	議事日程6番、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転6件です。 1番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、転用面積330㎡。譲受人 さん。第二種中高層地域内です。転用目的は、雪堆積場の造成です。別添資料19に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。 2番、大町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積632㎡。第一種住居地域内です。転用目的は共同住宅建築です。昨年転用した地域の隣接地です。別添資料20に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。 3番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積360㎡、第一種中高層住居地域内、転用目的は雪堆積場の造成です。別添資料21に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。 4番、屯田町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積594㎡。第一種中高層住居地域内、転用目的は一般住宅建築で

	す。別添資料 22 に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。 5 番、扇町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 119 m²。、第一種低層地域内です。転用目的は雪堆積場の造成です。再転用の申請です。別添資料 23 に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。 6 番、朝日町東 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 812.97 m²、第一種住居地域内、転用目的はモデルハウス建築です。別添資料 24 に位置図、施設の概要、工期については右側備考欄のとおりです。 以上、周辺の農地等への影響はなく、転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 1 号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 1 号については、原案のとおり決定といたします。
	議事日程 7 番、議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。今月は貸借権の更新が 8 件、所有権の移転が 2 件です。 1 番、東滝川 番、地目「田」面積 13,744 m²、さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。 2 番、東滝川 番、地目「田」面積 22,491 m²、さんから さん、期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。

議 長 説 明 員	3 番、東滝川 番、地目「田」面積 25,942 m²、 さんから さん。期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、10,000 円です。 4 番、東滝川 番、地目「畑」面積 1,661 m²、 さんから さん。期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 5 番、東滝川 番、地目「田」面積 50,083 m²、 さんから さん。期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、11,000 円です。 6 番、東滝川 番、地目「田」面積 23,211 m²、 さんから さん。期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、11,000 円です。 7 番、江部乙町 番、地目「田」面積 31,602.19 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は 5 年間、10a 当りの賃借料は、「田」11,500 円です。 8 番、江部乙町 番、地目「田」面積 7,713 m²、 さんから さんへの使用貸借で期間は 4 年間です。隣接地に使用貸借の「田」があり、その満了期間と併せたものです 次に所有権移転の 1 番、2 番については各あっせん常任委員より報告していただきます。以上で説明を終わります。 所有権移転申請番号 2 番から 3 番について、江部乙西地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。 1 番、売り手 さんから江部乙町 番、地目「田」14,149 m²、「畑」1,761 m²の売渡のあっせんの申出が 8 月 3 日にありましたので、江部乙農事組合、 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を 10 月 14 日午前 9 時 50 分から市役所 4 階 401 会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は江部乙地区 7 名、事務局 2 名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。 あっせん内容は、面積「田」14,149 m²、「畑」1,761 m²、土地条件として宅地だった部分は、家は撤去したが基礎が残っている。価格としては 10a 当たり「田」29 万円、「畑」5 万円、総額 4,191,260 円となっています。附帯物件は江部乙町 番、「宅地」622.35 m²、無償譲渡で
-------------------------	--

		す。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。 2番、売り手 さんから江部乙町 番、地目「田」12,555 m²、「畑」1,171 m²、の売渡のあっせんの申出が4月18日にありましたので、江部乙農事組合、隣接地耕作者、耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を10月14日午前10時55分から市役所4階401会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は江部乙地区7名、事務局2名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」12,555 m²、「畑」1,171 m²、土地条件としては土地があまり良くないので3枚のまま耕作している、価格としては10a当たり「田」23万円、「畑」5万円、総額2,946,200円となっています。附帯物件は江部乙町 番、「宅地」1,368.02 m²、無償譲渡です。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。
議 長	各 委 員	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
議 長	各 委 員	(なしの声あり)
議 長	各 委 員	質疑、意見を終了します。議案第2号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
議 長	各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	各 委 員	議案第2号については、原案のとおり決定といたします。
議 長	各 委 員	議事日程8番、議案第3号、現況証明願について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	各 委 員	議案第3号、現況証明願について説明いたします。今月は2件です。 1番、扇町 番、登記地目「田」、面積は2,233 m²。現況「宅地」「家庭菜園」として利用されています。所有者は、 さんです。当時農家住宅を建てた部分を分筆して申請したものです。現況については備考欄のとおり、3名の農業委員とそれぞれ現地確認をしたところです。 2番、東町 番、登記地目「田」、面積は629 m²。現況「宅地」「公衆用道路」として利用されています。所有者は、 さんです。昭和22

	年に自作農創設特別措置により売り渡された土地になります。農地法施行前の農地で将来、売却予定であることから申請したものです。現況については備考欄のとおり、3名の農業委員とそれぞれ現地確認をしたところです。以上審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了します。議案第3号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第3号については、原案のとおり決定とします。
	議事日程9番、協議第1号、滝川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について意見を求めます。農政特別委員会委員長に説明を求めます。
説 明 員	令和5年度、滝川市農業等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について、経過報告いたします。
	昨年度に引き続き滝川市長に提出するため特別委員会を開催し、審議を行って参りました。
	10月19日に農政特別委員会を開催しました。
	北海道農業会議作成の令和5年度農業政策・予算に関する要望書等を参考に事務局で令和5年度滝川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書(案)を作成し、協議しました。
	協議書については、お手元にお配りしたとおりです。
	5つの項目で構成しており、
	1 生産資材等価格の高騰対策～ウクライナ危機等による生産資材等の価格高騰の支援策について。
	2 農業生産基盤の強化～、農業者の負担軽減を含めた農業農村整備事業の予算確保と生産性と多様性の高い生産基盤を築くため、特に道営事業以外での市独自の基盤整備事業を推進について。
	3 担い手への育成確保の強化～新規就農者、人材育成を支援する事

		業の継続について、担い手の高齢化、後継者不足について農業経営を安定化させる後継者の育成や法人化や第三者継承の積極的な推進について、水田活用の直接支払交付金の見直しは地域の実情を反映した施策の推進。 4 その他の地域農業の発展に関する対策の拡充～近年農村地域で増加しているシカ、アライグマの被害についてその対策の強化。また、ヒグマについては駆除に向けた対策について。また近年増加している気候変化や自然災害については、事前の品種選定や栽培指導等の取り組み、災害後の迅速な対応とその後の支援について 5 農業委員会組織の体制強化と予算確保～事務局体制が維持できるよう予算の増額・確保について。 それぞれ内容としたところです。 この他、各委員から意見や要望があれば口頭で伝えたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 なお、意見書の提出は、11月28日（月）午前9時30分の予定です。以上、報告いたします。
議	長	只今、委員長から説明があったとおり、すぐには意見が出せないと思いますので5分程度一読してください。暫時休憩します。 休憩14時45分 再開14時50分
議	長	再開します。ひととおり目を通していただいたと思いますが、何か意見はありますか。文書化されていない部分でも口頭で要請できますので、意見等あればいただきたいと思います。
委	員	3-（2）第三者継承について、国の制度はあるのか。
説	明	一応あります。一応というのは国の税制とか諸要件があるのですが、資産要件等で問題があります。それらも含めて市の段階でどうするかというところです。
委	員	ここは市独自で力を入れてほしい。あと、農業の魅力をホームページ等で市はもっと発信、PRしてほしい。新規就農をもう少しやりやすく

	してほしい。
説明員	わかりました。第三者継承は重要事項として農政課でもとらえていますので、強く要望してもいい部分かもしれません。
委員	就農してもすぐに辞めないよう厳しく審査している部分があるがそこにとらわれると農村人口の減にもつながるので検討してほしい。
議長	他にございませんか。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑、意見を終了します。協議第1号については、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	協議第1号について、原案のとおり決定とします。 意見書提出のスケジュールについて事務局より説明願います。
説明員	提出月日は11月28日月曜日午前9時30分から市役所5階、第一応接室で行います。参加者は昨年同様、木幡会長、内野会長職務代理、畠山農政特別委員長、佐藤農地特別委員長の4役とさせていただきます。事務局からは私と副主幹の合計6名で提出をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。ただ今の件について、質疑意見等求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑意見を終了いたします。意見書の提出当日は、私を含め4名の委員で滝川市農業委員会代表として出席しますので、当日よろしくお願いいたします。 本日の議案については、以上でございます。その他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
各委員	(各推薦委員から事務連絡あり)
議長	その他、事務局からお願いいたします。
説明員	(行事予定について資料に基づき報告)
議長	第29回総会は11月28日10時00分からということで決定します。

	以上をもちまして、第２８回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。（１５：１４）
--	--